

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	869
		決裁期日	令和 6 年 2 月 1 3 日
名 称	令和 5 年度第 4 回介護保険事業運営協議会・地域包括支援センター運営協議会 第 4 回第 9 期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定委員会		
日 時	令和 6 年 2 月 1 3 日 (火) 1 4 時 0 0 分から 1 5 時 0 0 分		
場 所	保健福祉総合センターかみん 1 階多目的ホール		
出席者	大場会長、萩原委員、山谷委員、谷口委員、羽賀委員、岡和田委員 深山課長、飯村主幹、加藤施設長、木澤主事、寺田主事、西野主任保健師、 石和社会福祉士、(株)ぎょうせい 須藤研究員 計 1 4 名		
内 容	<p>令和 5 年度第 4 回介護保険事業運営協議会・地域包括支援センター運営協議会、 第 4 回第 9 期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定委員会を開催しました。 内容については下記のとおりです。</p> <p>○会長挨拶</p> <p>議題</p> <p>1. 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例について (資料 1)</p> <p>別紙資料 1 について、条例改正を見送ることとしたため資料回収。深山課長よ り説明。</p> <p>在宅福祉サービスについては、物価高騰による食材費の増や人件費が上がった ことなどの要因で、事業の委託料が増加している。この間、委託料は上がって いるが、除雪サービスは 18 年間、移送サービスは 17 年間、配食サービスは、主食 有りが 14 年間、副食のみが 8 年間利用料の改定を行ってこなかった。今回利用 料についても上げて行かないととのことで検討していたが、介護保険料も上げな いといけない状況のなか、在宅福祉サービスも上げるのはどの理事者判断によ り、条例改正を取り下げることとした為、資料については回収させていただく。</p> <p>【岡和田委員】：配食サービスの食材費が 100 円程度上がっているとのことであ るが、今回改正しなかった場合、上がった分については町が補填するのか、それ ともお弁当の質が悪くなるということか。</p> <p>【深山課長】委託料については、サービスの提供に影響が出ないよう必要な経費 については社協と協議し、町が委託料を負担しており、お弁当の質が悪くなるこ</p>		

内 容

とはない。

2. 第9期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定について（資料2）

別紙資料2について、飯村主幹より説明。

12/25～1/24の期間でパブリックコメントを実施し、広く町民より意見を募集した。結果については、意見はありませんでしたので、前回までの協議内容のとおり、計画案78頁までに記載のされている事業等について、9期計画期間中は実施していくこととなる。なお、前回の会議のなかでR5年度の実績見込みが出ていないため表中の数値が空欄となっていたところについては、1月までの状況を見て実績見込みを入力し、今後3ヵ年の見込量を設定しているので確認願いたい。

本日は、79頁以降の保険料の算定について、重点的に協議いただきたい。

まず、79頁の表については、今後の人口推計を基に実際に介護サービスを受ける方がどの程度の人数で推移していくかというものを国の見える化システムが推計したものです。この方たちが3年間で受けたサービスの給付費が保険料算定に反映されることとなります。

その算定方法ですが、92頁の円グラフのとおり介護保険給付費は、50%を公費で賄い、残りの50%を被保険者が負担することとなっています。

被保険者の負担割合は、第2号被保険者（40歳～64歳まで）については27%を負担することになっており、加入している健康保険より保険料が徴収されています。第1号被保険者（65歳以上）が負担する割合は23%になっており、この第1号被保険者から徴収する保険料について、町で金額を設定することとなります。

同じように地域支援事業も負担割合が決められており、93頁のとおり介護予防・日常生活支援総合事業については、介護給付同様に公費負担50%、被保険者負担50%でそのうち第1号被保険者の負担割合は23%となっています。

地域支援事業のうち、包括的支援事業と任意事業については、2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者が23%を負担し、残りは公費で負担するという仕組みとなっています。

94頁の表は、保険給付費の見込額がいくらになるか算定したもので、介護給付費が第9期期間中の3ヵ年で3,017,100千円、地域支援事業費が224,502千円必要となる見込みです。

その給付費を賄うために第1号被保険者から徴収が必要な保険料については、97頁のとおりになっており、介護給付費と地域支援事業費を合計した3,241,602千円の23%が第1号被保険者から徴収する金額となりますが、ここに調整交付金として104,337千円の収入見込額と基金2千万円を充てまして、96頁の各所得段階別の被保険者数から割り返して算定した金額の5,400円で9期保険料の基準額を設定したいと考えておりますので協議をお願いいたします。

なお、基金を入れない場合は、5,597円となり、保険料は約5,600円となる見込みです。

【大場委員】現在基金の残高はいくらあり、2千万取り崩すと残りはいくらか。

【飯村主幹】現在基金残高は、5,200万ほどであり、2千万取り崩すと残りは

3,200 万程度となる。3 千万も残るのであればもっと保険料に充てられるのではないかと思われる方もいるかと思うが、介護給付費のように報酬単価が決められているものについてはよいが、地域支援事業費のように単価が決まっていないような事業については、物価高騰や人件費増などの影響により給付費が伸びる可能性があり、その点を考慮して一定程度の基金は留保しておかなければいけないため、ご理解いただきたい。

【深山課長】基金をいくら残すかについては、理事者とも協議し、介護保険料も 5,400 円で次の 3 年足りるかどうかが協議した。

一定程度基金を留保しておけば、仮にサービスを受ける人が急に伸びた場合でも留保していた基金を充てて対応出来る。

仮に基金を全て使ってしまい、保険料では賄えなくなった場合は、一般会計より借り入れて補填したり、制度上の借入金により補填することはできる。ただし、この場合は次の介護保険料の算定の際に跳ね返って保険料が大幅に上がる事となる。

他自治体では、今計画期間の保険料がコロナの影響か給付費が当初見込みより落ちたため、億単位の余剰が出たので次期計画で保険料を抑え、被保険者に還元するようである。

保険料により徴収した金額が、足りても足りなくても次の計画の際に保険料に跳ね返ってくる仕組みとなっている。

【羽賀委員】介護保険料を支払うのはいいけれど、全国的に介護人材が不足していると言われていたが、保険料を払ってもサービスを受ける際に保険料に見合ったサービスを本当に受けることができるのか。

【飯村主幹】全国的に介護人材不足については問題となっており、連日のようにニュース等で取り上げられている。上富良野町の各事業所については、人員基準は満たしているが、職員の病気等による急な休みなどに対応できるよう余剰人員を確保しておきたいが、パートの応募はあっても夜勤に対応できる正職員への応募はなかなかないと聞いている。

富良野市の施設では、本年度中に人員不足により 2 か所閉鎖される。上富良野町でも 9 期計画の中で人材確保について考えて行かないといけない。

【深山課長】町内施設の整備状況については、80 頁記載のとおりラベンダーハイツについては定員 50 名を維持。介護医療院については、町立病院の新築に伴い令和 7 年度に 8 床増の 40 床になる。小規模多機能と認知症対応型共同生活介護も現状維持。ハイツと医療院については、医療の必要度に応じ内部で検討しながらどちらの施設が適切か協議することで空きベッドが減らせると考えている。人材確保については、各事業所の意見を傾聴し、町として何が出来るか検討していく。

3. 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例について（資料 3）

別紙資料 3 について、飯村主幹より説明。

第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率等の見直し、介護保険料の軽減強化を行うため、条例の一部を改正いたします。内容としては、(1) 介護保険料の見直しについては、議題の 2 の提案通り、基準額を 5,400 円とし

た場合の各段階の保険料となっています。現行は国が9段階としているところ、当町については、低所得者層の負担を軽減する目的で10段階としていましたが、次期計画期間では、国も低所得者層の負担軽減を目的に段階を13段階となったため、町でも国の基準を採用することとします。国の基準以上に段階を増やしても高所得者層がそれほど人数がいないので低所得者層の負担軽減にはあまりならないため、国通りの段階と乗率で設定いたします。

(2)の低所得者の介護保険料の軽減強化については、前段の国で定めた乗率からさらに第1段階から第3段階までの低所得者層について、別枠で国等で補助するもので、その乗率についてはこちらも国の基準とおりで設定いたします。

(3)の保険料の減額及び免除の文言改正につきましては、災害等のやむをえない事情により保険料の支払いが困難となった場合に申請により免除等が受けられることとなっていますが、上位法令では申請により市町村がそのような場合に減額免除をできることとされているが申請の期日に関する定めはないため、事実が分かり次第申請いただき適応可能な直近の保険料より減額等の対応が取れるよう文言を修正するものです。

【大場会長】各所得段階の人数見込は、96頁の表のとおりです。この表で見ると最高の13段階の保険料を払う方は22名の見込。

低所得者の軽減補助の負担割合は、どのようになっているか。

【飯村主幹】国1/2、道1/4、町1/4となっている。なお沿線についても13段階で国の基準通りの設定を検討していると聞いている。(沿線の保険料について、参考に情報提供)

4.その他

【大場会長】その他、特に議題はないが委員のみなさんから質問・意見等あればお願いしたい。

【岡和田委員】先ほど介護人材の件で基準は満たしているとのことだったが、ラベンダーハイツのショートステイが、利用したくても人材不足で定員まで預かれないとか認知症がある人は受け入れできないと言われ、富良野など別の施設を利用しているとの声を聞いている。ラベンダーハイツに無理と言われたら、介護している家族は、どうしても自宅で介護が難しい場合には他市町村の施設にお願いするしかない。せっかく町で持っている施設なのに利用できないと聞き不信感を持っている。本当にハイツでショートを受入がいっぱいいっぱいなのか。

【加藤施設長】現在、ハイツのショートが10床ある他にふくしんでも何床かある。ハイツの稼働率については、先月は施設内でコロナの感染があり、実績がなかったが、徐々に上がってきている。信頼できるまでの実績がどの程度あればよいかというところは難しいところであるが、介護職員不足もあり充足感が100%にまで行っていない。介護職員不足については、地域ケア会議の医療介護連携部会でも協議しているところである。入院により空床ベッドも増えており病院とハイツで部会の中で調整をしている。まずは、人材の確保が優先。

【岡和田委員】人材不足、人材不足と同じ理由が何年も続いている。この先ど

うしていくかについて何か計画はあるのか。方針はどうなっているのか。

【加藤施設長】施設の運営方針までは、お答えできないが、町で受け入れできなければ他の自治体の施設を探して紹介している。ハイツでも事業計画を立てて運営していると思うが改善がなかなか見られない。人材不足の解消の為、今後どのようにしていくことが良いか地域で話し合う場面での参考とさせていただく。

【谷口委員】人材不足で人員が賄えないことに加え近年の物価高騰で経営を圧迫し、自治体から移譲された施設を働く人がいなくて受け入れもできない状況となり事業撤退し自治体へ戻しているところもあると聞いているが、今後、町でそのような事業所が出てきたときにどこまでの支援をしてもらえるのか。町として町が所有していない法人や事業所のバックアップをどのように考えているのか。

【飯村主幹】今年度と前年度は、物価高騰により国より交付金が出たため、事業所向けの物価高騰に対する補助を行ったが、事業所等に対する常設的な補助事業は今のところない。沿線自治体の状況も見ながら検討していきたい。貴重なご意見として承ります。

5. 今後の予定について

飯村主幹説明

次回本年度最後の会議となりますが、日程を3/22（金）午後3時からで設定させていただきたい。3/5～3/15の会期で3月定例議会開催され、そこで本日の議案にありました条例を上程し議決いただく。次回の会議では、次期計画の完成版と計画の内容をコンパクトにまとめた概要版を提示させていただく。

○ 閉会